

第四期特定健康診査等実施計画

東京都報道事業健康保険組合

最終更新日：令和7年02月12日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	<p>医療費については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響により減少傾向であったが、令和3年度は前々年度の令和元年度の医療費を上回り、令和4年度の医療費額は過去最高となった。</p> <p>区分別の医療費については、令和4年度は被保険者の増加、被扶養者の減少に伴い、医療費もそれらに比例し、増減している。特に被保険者のその他（入院外他）の医療費が前年度より1.5%増加している。</p>	<p>➔ 生活習慣病予防健診・特定健診・がん検診の受診による疾病の早期発見、早期治療増加傾向にある被保険者の医療費の抑制対策</p>
No.2	<p>医療費全体の内、歯科が平均で約16%、生活習慣病が約12.5%、悪性新生物が約8.5%、精神疾患が約4.6%を占めている。パーセンテージは大きく変わっていないが、悪性腫瘍と精神疾患の医療費の伸びが見られる。</p>	<p>➔ 歯科検診、生活習慣病予防健診の受診によるヘルスリテラシーの向上とセルフメディケーションの促進 悪性腫瘍と精神疾患の医療費の伸びの抑制</p>
No.3	<p>生活習慣病の中では、糖尿病が最も医療費が多く、次いで高血圧、高脂血症となっている。年々増加傾向にある。全組合も糖尿病が最も医療費が多く、同様の傾向にある。</p>	<p>➔ 生活習慣病の予防、罹患後の重症化予防対策等の特定保健指導、健康相談強化。生活習慣病予防健診・特定健診の受診率向上。</p>
No.4	<p>本人は消化器系の悪性新生物が最も医療費が多い。 家族は乳房の悪性新生物が最も医療費が多い傾向にある。</p>	<p>➔ 生活習慣病予防健診・特定健診・がん検診の受診による疾病の早期発見、早期治療</p>
No.5	<p>メンタル系疾患罹患率・医療費は年々の伸びが顕著である。</p>	<p>➔ メンタルヘルス事業の見直しや拡充による罹患及び医療費抑制</p>
No.6	<p>ジェネリック医薬品の数量割合は、当組合の直近5か年の平均値は79.3%と、全組合（健保連）の80.8%と1.5%下回っている。年々数量割合が増加傾向にあることは同様に推移しているが、全組合（健保連）より後発医薬品の数量割合はやや低い状況である。</p>	<p>➔ ジェネリック医薬品の使用率向上のため、ジェネリック医薬品のお知らせ（医薬品差額通知）の送付対象を、精神疾患を含むすべての疾患を対象とする等の検討をする。</p>
No.7	<p>医療費抑制、健康課題解決のため、生活習慣病予防健診・特定健診・各種がん検診受診率を向上させる必要がある。</p>	<p>➔ 受診勧奨、周知広報の徹底</p>
No.8	<p>特定保健指導対象者は年々増加しているが、レポート者の割合は減少傾向。流入者の割合が上がってきている。当該年度に40歳で対象者となった者による増加も多い。</p>	<p>➔ 現行の保健指導体制の充実化を図る。 加えて、40歳未満の若年者に向けての保健指導や、40代以降に向けては、ロコモティブシンドローム対策等の多角的な視点からの生活習慣の見直しの意識づけをはかり、流入による対象者の減少をにつなげていく。</p>
No.9	<p>歯科医療費は、医療費全体の16%を占め、年々増加傾向にあるが、報道健保の実施する歯科検診受診者は新型コロナ以降、低調な状態にある。</p>	<p>➔ 歯科検診受診促進による歯科疾患罹患率、歯科医療費の減少</p>
No.10	<p>体育施設の利用、体育奨励事業への参加者が伸び悩んでいる。</p>	<p>➔ 新規事業、新規広報方法の検討が必要</p>
No.11	<p>生活習慣から見た非リスク者割合の低い項目（高リスク者の多い項目）は食事・飲酒であり、他の睡眠・喫煙・運動は非リスク者割合が高い。 しかし喫煙は直近3年間喫煙率20%と横ばい。</p>	<p>➔ 健康経営サポートでの情報提供や機関紙等での広報、対象者に対する個別通知を行う。 さらなる生活習慣改善の為、体育施設の利用、体育奨励事業への参加促進を実施。</p>
No.12	<p>重症化予防対策として、糖尿病・高血圧の高リスク者へ受診勧奨通知を送付。4割が医療機関受診、2割が健診結果における判定・検査値の改善につなげられている。しかし、残りの4割が未受診・未改善である。また、数値が確認しやすく実感しやすい高血圧対象者の方が改善率が高いが、糖尿病は自覚症状がなく、検査値の実感が持ちにくく改善率が低い。</p>	<p>➔ 経年経過のグラフや糖尿病の説明など資料送付を通して、受診勧奨等の予防対策に取り組んでいくことが必要。とくに経年にわたって対象となる者には事業所との連携や当組合産業医が開設している診療所を紹介する等の対策が必要。</p>

基本的な考え方（任意）
<p>我が国は急速な高齢化の進展に伴い、生活習慣病が死亡原因の約6割を占め、国民医療費の約3分の1に達している状況であり、生活習慣病予防対策が大きな課題となっている。</p> <p>このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）が平成20年4月に改正され、各医療保険者は、40歳以上の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）、及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。</p> <p>これに対し当健康保険組合は、「第1期特定健康診査等実施計画（平成20年度～平成24年度）」、「第2期特定健康診査等実施経過予（平成25年度～平成29年度）」、「第3期特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）」を策定し、報道健保加入員の、生活の質の維持・向上のため、生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症等）の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた事業を実施してきたところである。</p> <p>以上の状況を踏まえ、当組合は令和6年度より、各目標率達成に向けた「第4期特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）」を定め、特定健康診査・特定保健指導の取り組みを進めていく。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健康診査の受診促進

対応する健康課題番号 No.3, No.7



事業の概要		事業目標						
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員	1.特定健康診査受診率の上昇 2.適切な生活習慣（食事・飲酒・睡眠・喫煙）を持つ者の割合の上昇（スコアリングレポート確認）						
方法	生活習慣病予防健診、人間ドックの契約医療機関にて特定健康診査を実施する	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
体制	1.生活習慣病予防健診 (1)築地健診プラザ (2)事業所巡回健診 (3)全国の契約医療機関 約450か所 (4)婦人生活習慣病予防健診 上記受診の際、健診料金は健保組合が負担 2.人間ドック 35歳以上で、全国の間ドック契約医療機関 約950か所で受診の際、補助金25,000円支給	受診率	81%	81.5%	82%	83%	84%	85%
		アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		1.健康診査周知率（通知発送率）	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		2.医療機関契約数	460件	470件	480件	490件	500件	500件
		3.未受診者10名以上事業所への健診結果提供依頼	114件	114件	114件	114件	114件	114件
実施計画								
R6年度	R7年度	R8年度						
通年実施 目標達成に向け受診率向上策を検討 1.事業所の利便性の高い医療機関との契約促進 2.経年未受診者の調査及び未受診理由確認 3.事業主健診データの提供を依頼 4.被扶養者の利用しやすい医療機関との契約等	R6の結果より実施方法を改善検討し継続実施	継続予定						
R9年度	R10年度	R11年度						
継続予定	継続予定	継続予定						

2 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.3, No.8, No.11



事業の概要		事業目標						
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員	1.特定保健指導実施率の上昇 2.特定保健指導該当者数の減少 3.適切な生活習慣（食事・飲酒・睡眠・喫煙）を持つ者の割合の上昇（スコアリングレポート確認）						
方法	1.事業所との協働（コラボヘルス）により、対象者への指導の日程、場所等を調整し実施 2.健診当日の特定保健指導実施 3.健診後該当者あて通知発送し本人申込による実施（面接はICTを活用したオンライン面接か対面を選択可）	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
体制	健保組合保健師・管理栄養士による事業所との協働実施、特定保健指導委託医療機関による健診当日実施、特定保健指導委託契約業者による本人申込実施	特定保健指導実施率	30%	31%	32%	33%	34%	35%
		アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		1.特定保健指導該当者への連絡	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		2.特定保健指導実施委託業者の追加	3社	3社	3社	3社	3社	3社
		3.医療機関との特定保健指導委託契約	15機関	18機関	21機関	24機関	27機関	30機関
実施計画								
R6年度	R7年度	R8年度						
通年実施 令和5年度の実施状況を踏まえ、医療機関との新規契約、実施率向上実績のある業者との委託契約締結等による実施率向上策を検討する	R6の結果より実施方法・内容を改善し継続予定	継続予定						
R9年度	R10年度	R11年度						
継続予定	継続予定	継続予定						

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	29,646 / 36,600 = 81.0 %	29,992 / 36,800 = 81.5 %	30,258 / 36,900 = 82.0 %	30,710 / 37,000 = 83.0 %	31,164 / 37,100 = 84.0 %	31,620 / 37,200 = 85.0 %
		被保険者	25,168 / 28,600 = 88.0 %	25,300 / 28,750 = 88.0 %	25,461 / 28,770 = 88.5 %	25,668 / 28,840 = 89.0 %	25,874 / 28,910 = 89.5 %	26,082 / 28,980 = 90.0 %
		被扶養者 ※3	4,478 / 8,000 = 56.0 %	4,692 / 8,050 = 58.3 %	4,797 / 8,130 = 59.0 %	5,042 / 8,160 = 61.8 %	5,290 / 8,190 = 64.6 %	5,538 / 8,220 = 67.4 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	1,635 / 5,450 = 30.0 %	1,696 / 5,470 = 31.0 %	1,757 / 5,490 = 32.0 %	1,818 / 5,510 = 33.0 %	1,880 / 5,530 = 34.0 %	1,943 / 5,550 = 35.0 %
		動機付け支援	850 / 2,834 = 30.0 %	882 / 2,845 = 31.0 %	914 / 2,855 = 32.0 %	945 / 2,865 = 33.0 %	978 / 2,876 = 34.0 %	1,010 / 2,886 = 35.0 %
		積極的支援	785 / 2,616 = 30.0 %	814 / 2,625 = 31.0 %	843 / 2,635 = 32.0 %	873 / 2,645 = 33.0 %	902 / 2,654 = 34.0 %	933 / 2,664 = 35.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(平成二十年三月三十一日厚生労働省告示第百五十号)」に基づき、総合健康保険組合として目標とすべき実施率の値を踏まえ以下の通り設定した

1. 特定健康診査

上記指針に、健康保険組合(健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。)及び日本私立学校振興・共済事業団の加入者に係る特定健康診査の実施率 85%以上。とあるため、第4期末(令和11年度末)における「特定健康診査」の実施率を85%とした。

2. 特定保健指導

上記指針に、健康保険組合(健康保険法第11条第2項の規定により設立されたものに限る。)、船員保険、国民健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団の加入者に係る特定保健指導の実施率30%以上。とあり、当組合は令和5年度の実施率が30%を達成する見込みであるため、第4期末(令和11年度末)における「特定保健指導」の実施率を35%とした。

特定健康診査等の実施方法

特定健康診査実施方法

1. 実施場所

(1) 生活習慣病予防健診(含む、特定健康診査)

- ① 築地健診プラザ
- ② 事業所巡回健診
- ③ 全国の契約医療機関 約450か所
- ④ 婦人生活習慣病予防健診 約700会場
- ⑤ 遠隔地健康診査(健診受診後の償還払い)

(2) 人間ドック(含む、特定健康診査)

35歳以上で、全国の間ドック契約医療機関 約950か所(補助金支給による受診勧奨・促進)

2. 実施項目

法廷検査項目及び組合独自の追加項目(各種がん検査、腹部超音波、眼底検査等、HPに掲載)

3. 実施時期又は期間

通年(一部健診は期間開催)

4. 費用

「生活習慣病予防健診(含む、特定健康診査)」は全額当組合負担

「人間ドック(含む、特定健康診査)」は25,000円の補助金支給

5. 外部委託の有無

有(東京都総合組合保健施設振興協会及び健康保険組合連合会の集合契約)

6. 周知方法

機関紙、HP、line、各種通知へのリーフレット同封 等

7. 特定健康診査データ収集方法

「生活習慣病予防健診(含む、特定健康診査)」は集合契約先である東京都総合組合保健施設振興協会よりオンラインで電子データを受領。

「人間ドック(含む、特定健康診査)」は各医療機関よりXLMデータによる提出。

それぞれNTTデータ健保組合サーバー及び「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム」に取り込む。

特定保健指導実施方法

1. 実施場所

(1) 生活習慣病予防健診(含む、特定健康診査) 当日特定保健指導実施

- ① 築地健診プラザ
- ② 事業所巡回健診
- ③ 全国の契約医療機関 約450か所中の特定保健指導契約医療機関(順次契約締結していく)

(2) 健診後特定保健指導

- ① 事業所訪問
- ② オンライン(自宅、事業所等)
- ③ 報道健保会館への該当者来所
- ④ 委託業者施設への該当者来所

2. 実施時期又は期間

通年(一部健診は期間開催)

3. 費用

全額当組合負担

5. 外部委託の有無

有(各医療機関、委託業者との個別契約)

6. 周知方法

機関紙、HP、line、各種通知へのリーフレット同封 等

7. 特定保健指導データ収集方法

個別契約先から電子媒体での提出。それを「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム」に取り込む。

なお、当組合保健指導室で実施したものはNTTデータ健保組合に入力し、データ化して出力、「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム」に取り込む。

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意

個人情報の保護

(1) 記録の保存方法

① 保存方法・保存年限

被保険者及び被扶養者の特定健康診査及び特定保健指導結果の電子媒体は当健康保険組合において管理し、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた

手引き」6-4-2（令和5年3月厚生労働省保険局）により最低5年間保存する。また、特定健康診査及び特定保健指導結果データは株式会社N T Tデータサーバーにおいて管理し、「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム」上のデータベースに保存する

② 保存年経過後の取扱

保存年を経過した特定健康診査及び特定保健指導結果の電子媒体は、「個人情報保護管理規程」内（個人情報の廃棄及び消去）に従い、当健康保険組合において廃棄する。

また、株式会社N T Tデータにおいて管理・保存する特定健康診査及び特定保健指導結果データの保存年経過後の取扱は、株式会社N T Tデータ「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム規約」等による。

(2) 保存体制

医療機関等から受領した特定健康診査及び特定保健指導結果の電子媒体は、当健康保険組合内の施設が可能な保管庫において保管する。

株式会社N T Tデータにおける「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム」上のデータの管理・保存等については、「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム規約」（個人情報の取扱）に定める。

(3) 管理ルール等

当健康保険組合における個人情報の取扱に関しては、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」や、必要な個人情報保護対策を講じた「個人情報保護管理規程」「個人情報保護方針」「情報セキュリティ基本方針」等の規約・内規を遵守する。

健診、保健指導実施機関等の外部委託機関においては、委託契約書において、関係法令及び個人情報ガイドライン等を遵守し、必要な個人情報保護対策を講じることを定める。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

当組合HPに掲載することにより公表・周知をおこなう。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

本計画については、毎年度、運用体制の見直し等を検討する。